

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊警第688号

令和6年7月19日

「熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の一部改正について（通達）

県警察では、「熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」（「熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の策定について（通達）」（令和3年3月19日付け熊警第360号）別添）。以下「取組計画」という。）に基づき、全ての職員が個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに取り組んできたところである。

この度、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）により、地方公務員に係る男性職員の育児休業取得率の政府目標が引き上げられたこと等を踏まえ、取組計画の一部を改正し、7月19日から施行することとした。

各位にあっては、引き続き、職員一人一人のワークライフバランスを推進することにより、女性活躍と全ての職員がやりがいを持って働き続けることができる職場づくりが推進されるよう、取組計画に基づく諸施策に取り組まれない。

※ 別添（略）